

川越市庁舎等の開庁時間を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川越市役所その他の市の機関及び施設（次条において「庁舎等」という。）の開庁時間に關し必要な事項を定めるものとする。

(開庁時間)

第2条 次の表の左欄に掲げる庁舎等の開庁時間は、同表の右欄に定めるところとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、開庁時間を変更することができる。

庁舎等の名称	開 庁 時 間
川越市役所本庁舎、庁舎分室、東庁舎及び小仙波庁舎	休日（川越市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下この表において同じ。）を除き、午前8時45分から午後4時30分まで
川越市保健所	
川越市芳野市民センター	
川越市古谷市民センター	
川越市南古谷市民センター	
川越市高階市民センター	
川越市福原市民センター	
川越市山田市民センター	
川越市名細市民センター	
川越市霞ヶ関市民センター	
川越市川鶴市民センター	
川越市霞ヶ関北市民センター	
川越市大東市民センター	
川越駅西口連絡所	休日（土曜日を除く。）を除き、午前9時30分から午後6時まで

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、開庁時間に關し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。